

4月広報事項①

【件名】

4月から固定資産税にかかる土地・家屋の価格などがご覧になれます（23区内）

【内容】

縦覧は、納税者の方が、自己の土地・家屋の価格を同一区市町村内の他の土地・家屋の価格と比較し、所有する固定資産の価格が適正であるかどうかを確認できる制度です。

令和2年1月1日現在、23区内の土地・家屋を所有する納税者の方は、土・日・休日を除く4月1日（水）から6月30日（火）までの間、土地・家屋が所在する区にある都税事務所で縦覧帳簿をご覧になれます。

また、令和2年度の固定資産評価証明、土地・家屋名寄帳等については4月1日（水）からご申請いただけます。例年4月初めの数日間は、窓口が大変混雑し、お待ちいただく時間が長くなっております。お急ぎでなければ、混雑時期を避けてご申請されることをおすすめします。

なお、東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。詳しくは、東京都主税局のホームページをご覧ください。各都税事務所にお問い合わせのうえ、必要な書類をお持ちください。

4月から 固定資産税にかかる土地・家屋の価格などがご覧になれます（23区内）

- ◆ 縦覧期間 令和2年4月1日（水）から6月30日（火）まで（土・日・休日を除く）
- ◆ 縦覧時間 8時30分～17時00分
- ◆ 縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

＜縦覧できる方＞

令和2年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

＜縦覧できる内容＞

所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など（縦覧帳簿）

＜必要書類＞

納税者本人であることを証明できるもの。

※ 運転免許証、旅券（パスポート）等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問合せください。

（注1）納税通知書は6月1日（月）に発送予定です。

（注2）令和2年度の固定資産評価証明、土地・家屋名寄帳等については4月1日（水）からご申請いただけます。例年4月初めの数日間は、窓口が大変混雑し、お待ちいただく時間が長くなっております。お急ぎでなければ、混雑時期を避けてご申請されることをおすすめします。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をお願いいたします。

4月広報事項②

【件名】

固定資産税・都市計画税 納税通知書（土地・家屋）の送付先変更手続きはお済みですか？（23区内）

【内容】

住所の移転等で区役所等への住民票の変更手続きをされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続きをされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先は変更されません。登記手続きがお済みでない場合は、「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を資産の所在する区にある都税事務所にご提出いただくか、「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」から、送付先変更の手続きを行ってください。

なお、上記手続きは23区内の固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。納税通知書の名義人の氏名及び不動産登記簿上の所有者の住所・氏名を変更することはできませんので、ご注意ください。

また、海外へお引越される方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、資産の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続きにつきましては、東京法務局登記電話案内室（03-5318-0261）にお問い合わせください。

～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の
納税通知書送付先を変更される方へ～

固定資産税・都市計画税 納税通知書（土地・家屋）の 送付先変更手続きはお済みですか？



**住民票の変更手続きをされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続きをされない場合、
23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書の送付先は変更されません。**

登記手続きがお済みでない場合は、以下の送付先変更手続きをお願いいたします。

【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を資産の所在する区にある都税事務所にご提出ください。

【インターネットの場合】

「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」からお手続きください。

○ 上記手続きは、23区内の固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。

納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。

＜変更できないもの（例）＞納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名

○ 海外へお引越される方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、資産の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続きにつきましては、東京法務局登記電話案内室（03-5318-0261）にお問い合わせください。

4月広報事項③

【件名】

固定資産税・都市計画税、不動産取得税の納税管理人制度をご存知ですか？

【内容】

納税義務者が都内に住所等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるために納税管理人を定めなければなりません。納税管理人を定めた場合には、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁に納税管理人申告書を提出してください。

～都内に住所等を有しない方へ～

納税管理人制度をご存知ですか？

納税義務者が都内に住所等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるために納税管理人を定めなければなりません。海外への転勤などにより、長期不在となる場合も含まれます。

納税管理人を定めた場合には、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁に納税管理人申告書を提出してください。

詳しくは、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁にお問い合わせください。

なお、東京23区以外に所在する不動産に関する固定資産税・都市計画税については、各市町村にお問い合わせください。



4月広報事項④

【件名】

特別法人事業税の創設及び税率改正後初年度の予定申告について

【内容】

特別法人事業税が創設され、法人事業税・都民税法人税割の税率が改正されたことに伴い、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告に限り、経過措置があります。

特別法人事業税の創設及び税率改正後「初年度」の予定申告について

- ◆ 特別法人事業税が創設され、法人事業税・都民税法人税割の税率が改正されたことに伴い、**令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告**に限り、以下の経過措置が設けられています。

経過措置

令和元年10月1日以後開始する最初の事業年度の
法人事業税・特別法人事業税・都民税法人税割の予定申告税額の計算方法

〈法人事業税〉

前事業年度の法人事業税額(割ごとの額) ÷ 前事業年度の月数 × **6.3**

〈特別法人事業税〉

前事業年度の法人事業税額(合計額) ÷ 前事業年度の月数 × **2.3**

〈都民税法人税割〉

前事業年度の都民税法人税割額 × **1.9** ÷ 前事業年度の月数

様式は初年度の経過措置に対応していないので、ご注意ください!



◆ 特別法人事業税とは

地方法人課税における財源の偏在を是正する新たな措置として特別法人事業税が創設され、**令和元年10月1日以後に開始する事業年度**の申告納付より適用されます。一方で、暫定措置であった地方法人特別税は廃止されます。特別法人事業税の申告納付方法等は地方法人特別税と同様ですが、税率が異なります。

法人事業税の所得割・収入割の税率も併せて改正されていますので、ご注意ください。

- **納税義務者** 法人事業税の申告納付義務のある法人が対象となります。
- **申告納付方法** 法人事業税・都民税と同一の申告書・納付書により、都道府県に申告納付します。
- **適用時期** 令和元年10月1日以後開始する事業年度から適用されます。
(注) 令和元年9月30日までに開始する事業年度については地方法人特別税の対象です。
- **課税標準** 基準法人所得割額、基準法人収入割額(標準税率で計算した法人事業税の所得割額・収入割額)
- **税率表**

課税標準	法人の種類	税率(%)
基準法人所得割額	外形標準課税法人・特別法人以外の法人	37
	外形標準課税法人	260
	特別法人	34.5
基準法人収入割額		30※

※ 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る特別法人事業税については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から税率が40%に改正されています。

※ 法人事業税・都民税法人税割の改正後の税率については、主税局ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】所管都税事務所の法人事業税班

4月広報事項⑤

【件名】

大法人の電子申告が義務化されました

【内容】

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。

大法人の電子申告が義務化されました

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。その概要について、以下のとおりお知らせします。

■ 対象税目

法人事業税、特別法人事業税及び法人住民税

■ 対象法人

大法人とは、以下の（１）及び（２）に掲げる内国法人をいいます。

- （１） 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が
1億円を超える法人
- （２） 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■ 適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

■ 対象申告書等

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

●詳細はこちらから

東京都主税局ホームページ

eLTAX ホームページ

東京都 電子申告 義務化

検索

エルタックス

検索

●国税も同様に大法人の電子申告が義務化されました。詳細については、
e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。



4 月広報事項⑥

【件名】

東京2020大会期間中は、宿泊税の課税を停止します

【内容】

東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、令和2（2020）年7月1日から同年9月30日までの3か月の間に行われた宿泊に対する宿泊税を課税停止します。

東京2020大会期間中は、宿泊税の課税を停止します

東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、令和2（2020）年7月1日から同年9月30日までの3か月の間に行われた宿泊に対する宿泊税を課税停止します

【宿泊税の課税停止の概要】

課税停止する期間	令和2（2020）年7月1日から同年9月30日までの3か月間
対象者	都内の旅館・ホテルの全ての宿泊者

※大会期間

オリンピック：令和2（2020）年7月24日～同年8月9日

パラリンピック：令和2（2020）年8月25日～同年9月6日

（参考）

1 宿泊税とは

都内の旅館・ホテルに宿泊する方に課税される法定外目的税で、平成14年10月から実施されています。

宿泊税の税収は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられています。

2 宿泊税の仕組み

- 納める方は、都内の旅館・ホテルに宿泊する方
- 納める額は、宿泊数×税率

宿泊料金（1人1泊）	税率
10,000円以上 15,000円未満	100円
15,000円以上	200円

※宿泊料金が1人1泊10,000円未満の宿泊には課税されません。

※宿泊料金とは、食事料金などを含まない、いわゆる素泊まりの料金をいいます。

- 納める時期と方法

旅館・ホテルの経営者が宿泊者から税金を預かり、1か月分をまとめて翌月末日までに千代田都税事務所等へ申告して納めます。旅館・ホテルとは、旅館業法第3条第1項の営業許可を「旅館・ホテル営業」で受けたものをいいます。

【問合せ先】

○千代田都税事務所事業税課個人事業税班（宿泊税担当） 電話 (03)3252-7144（直通）

○東京都主税局課税部課税指導課個人事業税班（宿泊税担当） 電話 (03)5388-2956（直通）

4月広報事項⑦

【件名】

令和元年10月1日から自動車の税金が変わりました

【内容】

- 1 「自動車取得税」が廃止され、「自動車税環境性能割」が導入されました
- 2 「自動車税種別割」の税率が引き下げられました

令和元年10月1日から自動車の税金が変わりました

1 「自動車取得税」が廃止され、「自動車税環境性能割」が導入されました

- (1) 税率は燃費基準達成度等に応じて決定し、**新車、中古車を問わず**、非課税、1%、2%及び3%の4段階を基本とします（営業車、軽自動車の税率は2%が上限です。）。

【自家用乗用車の税率】

燃費基準達成度等	自家用	
	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成 ※		
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成 ※	1%	1%
★★★★かつ令和2年度燃費基準以上達成 ※	2%	
上記以外	3%	2%

※「平成32年度燃費基準」は、「令和2年度燃費基準」と同様の扱いとします。

- (2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した「**自家用乗用車**」については、自動車税環境性能割の税率が**1%軽減**されます。

【令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車の税率】

燃費基準達成度等	自家用	
	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成 ※		
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成 ※	1%	1%
★★★★かつ令和2年度燃費基準以上達成 ※	2%	
上記以外	3%	2%

※「平成32年度燃費基準」は、「令和2年度燃費基準」と同様の扱いとします。

自家用	
登録車	軽自動車
非課税	非課税
1%	1%
2%	

2 「自動車税種別割」の税率が引き下げられました

- (1) 自動車税の名称が、「**自動車税種別割**」に変わりました。制度は自動車税と同様です。
- (2) **令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた「自家用乗用車」**については、恒久的に自動車税種別割の税額が引き下げられます。

【令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車の税率表】

総排気量	現行	引下げ後
1,000cc以下	29,500円	25,000円
1,000cc超1,500cc以下	34,500円	30,500円
1,500cc超2,000cc以下	39,500円	36,000円
2,000cc超2,500cc以下	45,000円	43,500円
2,500cc超3,000cc以下	51,000円	50,000円
3,000cc超3,500cc以下	58,000円	57,000円
3,500cc超4,000cc以下	66,500円	65,500円
4,000cc超4,500cc以下	76,500円	75,500円
4,500cc超6,000cc以下	88,000円	87,000円
6,000cc超	111,000円	110,000円



【お問い合わせ先】

東京都自動車税コールセンター

03-3525-4066

平日午前9時から午後5時まで

(土日・休日・年末年始を除く)

4月広報事項⑧

【件名】

● **e L T A X電子納税がさらに便利になりました**

【内容】

2019年10月から地方税共通納税システムが稼働し、e L T A X電子納税がさらに便利になりました。これまでのインターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付が出来るようになりました。さらに、全国の自治体に一括で納付することが可能です。

詳細はe L T A Xホームページをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

2019年10月から

地方税共通納税システムがスタート!!

～全国の地方公共団体へ一括して納付可能～

○ **ダイレクト納付**が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納付方法です。



税理士の方など代理人による納付手続きができます!!

○ **全国**の自治体に**一括**電子納付!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納付事務の負担が軽減されます!!



取扱税目

- 法人事業税・法人都民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



4月広報事項⑨

【件名】

インターネット公売（動産、自動車、不動産等）のお知らせ

【内容】

東京都主税局では、下表のとおりインターネット公売（動産、自動車、不動産等）を実施します。
詳しくは、東京都主税局ホームページ内の＜公売情報＞（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>）をご覧ください。また、主税局徴収部機動整理課公売班（03-5388-3027）までお問い合わせください。

インターネット公売（動産、自動車、不動産等）のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和2年4月10日（金）13時～令和2年4月28日（火）23時	
入札期間	令和2年5月8日（金）13時～ 令和2年5月10日（日）23時	令和2年5月8日（金）13時～ 令和2年5月15日（金）13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の＜公売情報＞からアクセスできるインターネット公売（動産、自動車、不動産等）をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車については、下見会を実施する予定ですので、あわせてご覧ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問い合わせ先	主税局徴収部機動整理課公売班（03-5388-3027）	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ＜公売情報＞ <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

＜メールマガジンのご案内＞ https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html

主税局 メールマガ

検索

4月広報事項⑩

【件名】

メールマガジンのご案内 ～ 東京都「公売情報」お知らせメール ～

【内容】

東京都では公売情報に関するメールマガジンを発行しています。

公売の実施情報や今後の予定などを、パソコン・スマートフォン等に向けてタイムリーに発信していますので、是非ご登録ください。

登録無料

メールマガジンのご案内

公売情報を

タイムリーに配信しています。

東京都「公売情報」お知らせメール

詳細は主税局HPへ

主税局メルマガ

検索



(お問い合わせ先) 徴収部 徴収指導課 徴収指導班 03-5388-3024

4月広報事項⑪

【件名】

23区内の都税事務所の所管区域にご注意ください

【内容】

23区内において、個人事業税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税の課税事務は9つの都税事務所で、事業所税の課税事務は4つの都税事務所で行っています。その他の税に関しましては、お近くの都税事務所等にお問い合わせください。

- ① 個人事業税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、事業所税に関するお問い合わせや申告・届出等は、一覧の所管都税事務所までお願いします。
- ② 住所・主たる事務所等が所在する区の都税事務所等の窓口においても、申告書等の受付を行います。お問い合わせは所管都税事務所までお願いします。
- ③ 納税（課税）証明書の発行は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で行います。事務手続上、申告・納付後概ね1～2週間以内に納税証明書を申請される場合は、領収証書の原本（領収印のあるもの）と申告書の控え（受付印のあるもの）の両方をお持ちください。

※固定資産税（償却資産）の申告等については、資産の所在する区にある都税事務所までお願いします。

23区内の都税事務所の所管区域にご注意ください

23区内において、個人事業税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税の課税事務は9つの都税事務所で、事業所税の課税事務は4つの都税事務所で行っています。その他の税に関しましては、お近くの都税事務所等にお問い合わせください。

<所管都税事務所一覧>

所管区域		千代田区	文京区	荒川区	北区	足立区	中央区	江東区	江戸川区	台東区	墨田区	葛飾区	港区	品川区	大田区	新宿区	中野区	杉並区	渋谷区	目黒区	世田谷区	豊島区	板橋区	練馬区
所管都税事務所	個人事業税 法人事業税 特別法人事業税 地方法人特別税 法人住民税	千代田		荒川			中央			台東			港	品川		新宿			渋谷			豊島		
	事業所税	千代田			中央			港			新宿													

- 個人事業税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、事業所税に関するお問い合わせや申告・届出等は、一覧の所管都税事務所までお願いします。
- 住所・主たる事務所等が所在する区の都税事務所の窓口においても、申告書等の受付を行います。お問い合わせは所管都税事務所までお願いします。
- 納税（課税）証明書の発行は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で行います。事務手続上、申告・納付後概ね1～2週間以内に納税証明書を申請される場合は、領収証書の原本（領収印のあるもの）と申告書の控え（受付印のあるもの）の両方をお持ちください。

* 固定資産税（償却資産）の申告等については、資産の所在する区にある都税事務所までお願いします。